

事務連絡
令和5年12月27日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

複数の診療所の管理について

今般、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、在宅医療を提供する環境の整備の観点から、新たに管理者を配置した上で診療所を開設することが困難であるとの指摘を踏まえて、「地域の在宅医療の提供状況に鑑み、医療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がべき地や医師少数区域等の診療所の管理者を兼務可能であることの更なる整理・周知を検討することとされたところです。

つきましては、複数の診療所の管理に関する考え方について、下記のとおり改めて周知することに致しましたので、内容について御了知の上、管内の医療機関に対し、周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願ひいたします。

記

診療所の管理者は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第12条第2項の規定に基づき、診療所の円滑な運営等のため、開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けた場合を除き、他の診療所を管理しない者でなければならないとされている。

都道府県知事等の許可がなされる場合は、地域の医療提供体制が不足している場合や、施設の規模・診療時間を鑑みて複数の診療所の管理をしても各診療所の管理が適切になされる場合として、法第12条第2項第1号から第4号までに掲げられている。法第12条第2項第1号から第4号に掲げる場合以外についても、上記の考え方に基づいて、法第12条第2項第5号において、医療法施行規則（昭和23年省令50号。）第9条第3項に掲げる場合には特例的に認められ

るとしており、同項第2号では都道府県知事等が適當と認めた場合としている。

例えば、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所などにおいては、上記の考え方に基づいて、取り扱うこと。

なお、管理者は原則として勤務時間中常勤であるとしており、診療所が定める勤務時間を勤務しなければならず、常時連絡が取れ、速やかに対応ができる体制を確保し、管理者の責務を確実に果たすことができるようになることが必要であるが、必ずしも診療所の診療時間中常勤である必要はないことを申し添える。

以上